

平成26年度「重点研究費」研究成果報告書

研究課題	道徳教育と人権教育・法教育との関係に関する実践的・原理的研究——国内外における修復的実践の動向を踏まえつつ——
------	---

研究代表者

氏名 宿谷 晃弘	所属 人文社会科学系	職名 准教授
-------------	---------------	-----------

研究分担者

氏名	所属	職名

【研究成果の概要】 (文字の大きさ9ポイント・字数800字～1600字程度)

本研究においては、主として、①道徳と法との関係について共通認識が確立しているとは言いがたい状況にあること、および、①と密接に関連することとして、②我が国の教育においては、しばしば指摘されるように、道徳教育・人権教育・法教育のいずれもが、単なる規範尊重や他者に対する「思いやり」の教育に還元される傾向がないわけではないこと、の2点の現象が、道徳教育・人権教育・法教育にどのような影響を及ぼし得るか等の問題意識に基づいて研究を行った結果、暫定的なものではあるが、次の3点の知見を得ることができた。つまり、①道徳と法との混同は、法原理・法秩序を損ねる結果を招来しやすいこと、②それゆえ、道徳教育・人権教育・法教育においても、道徳と法との峻別が徹底されるべきこと、そして、③そのためにも、教員の知見の一層の向上が望まれること、の3点である。

まず第一に、道徳と法との混同が法原理にもたらす影響についてであるが、本研究においては、(道徳を一般的にイメージされる社会道徳的なものと規定した上で)両者をひとまずは峻別すべきとの結論が得られた。もちろん、法においても、例えば「個人の尊厳」などの原理は道徳的ないしは倫理的要素を強く有するものであり、法の根底に一般的にイメージされる道徳性が存在しないわけではないことも確かである。しかしながら、それにもかかわらず、一般的なイメージに基づいて語られる道徳と法とを混同することは、法にとって不幸な結果を招来する危険性を有する。その理由は、次のようなものである。つまり、法は理念的側面のみならず、権力的側面や技術的側面をも有するものである。これらの諸側面は、互いに緊張関係にあるものであり、とくに権力的側面の扱いは細心の注意を払う必要がある。なぜなら、とりわけ権力的側面の暴走は、法の他の側面を破壊し、法秩序の動揺をもたらす危険性があるからである。したがって、法においては理性・合理性への依拠を放棄してはならないのである。これに対して、いわゆる「道徳」ということで一般的にイメージされるものは、明確に意識化され、規定される契機に乏しい分、多分にあいまいであり、心情的傾向を有するものである。もちろん、法においても心情的要素は排除されるわけではない。しかしながら、一般的にイメージされる道徳においては、心情的傾向によって理性性や合理性が削減されてしまう危険性がないわけではない。そして、そのようなものとしての道徳が法の領域に流れ込んだ場合、とりわけ法の権力的側面の制御が疎かとなり、法原理・法秩序が損ねられてしまう危険性が生じ得るのである。

第二に、道徳と法との混同が教育にもたらし得る影響の回避についてであるが、一般に法と道徳とを峻別するというのはなじみにくい発想であり、これを相対化することさえ、多大な労力を必要とすることである。このような状況において、道徳と法との混同を前提に、道徳教育・人権教育・法教育が行われたのだとしたら、ただでさえ強固なものを増幅させ、その結果として教育が法原理・法秩序にとって多大な悪しき帰結を招来することになりかねないであろう。それゆえ、道徳教育・人権教育・法教育においては、道徳と法との峻別が徹底されなければならないのである。

第三に、教員の知見の向上であるが、上記のように法と道徳の峻別は、社会一般においてなじみにくい考え方である。それゆえ、その多くが法や人権についての専門的な教育を受けたわけではない教員においても、法と道徳の混同は、広く見受けられる現象であるといえよう。しかしながら、教育が法に悪影響を及ぼすことを回避し、法・教育双方によりよい結果をもたらすためにも教員の知見の向上が望まれるのであり、修復的実践のプログラムは、この点において教員や児童生徒にもなじみやすい形で教員の知見の向上を可能にするものであり、教育現場への導入が望まれるものであるといえる。

研究成果発表方法

[発表論文名(口頭発表を含む)、氏名、学会誌等名(投稿中・投稿予定・執筆中)を記入する。]

※本経費を用いて、報告書(冊子等)を作成した場合には、本様式とともに1部を提出すること。
なお、提出された報告書は教育実践研究推進本部を通じて附属図書館へ寄贈する。

「法教育の可能性と課題に関する予備的考察：修復的正義・修復的实践の観点から」

宿谷晃弘・唐仁原友紀・益山舞衣子・湯川恭子

東京学芸大学紀要、人文社会科学系Ⅱ66(2015年1月発行)、147-152頁

「修復的正義・修復的实践の現状と法教育の可能性」

宿谷晃弘

『共生と修復』第4号(2014年12月発行)28-30頁

特集：道德教育の展望(仮)

宿谷晃弘編集・執筆予定

『共生と修復』第5号(2015年12月末発行予定)